

審 第 6 3 7 号  
答 申 第 5 0 1 号  
平成 3 0 年 6 月 1 8 日

千葉県公安委員会委員長  
佐藤 健太郎 様

千葉県情報公開審査会  
委員長 庄司 久雄

審査請求に対する裁決について（答申）

平成 2 8 年 1 0 月 1 2 日付け公委（捜二）発第 2 号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第 6 8 2 号

平成 2 8 年 9 月 1 3 日付けで審査請求人から提起された、平成 2 8 年 6 月 2 3 日付け捜二発第 2 3 4 号で行った行政文書不開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書開示請求

審査請求人は、平成28年5月24日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

本件請求の内容は、「〇〇〇〇市選出県議〇〇〇〇事務所の看板が違法であるとの連絡が寄せられている。その内容と対処、結果についての県警本部が保有する関係文書一式。」である。

3 実施機関による決定

実施機関は、本件請求に対し、条例第11条の規定により本件請求に係る行政文書の存否を明らかにしないとして、平成28年6月23日付け捜二発第234号で行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

4 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服とし、平成28年9月13日付けで審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

「千葉県警察本部長 森田幸典が審査請求人に対して行い、平成28年6月23日付け捜二発第234号により通知した千葉県情報公開条例第12条第2項の規定による行政文書の全部を開示しない処分を取り消す。」

との裁決を求める。

## 2 審査請求の理由

行政文書の全部を開示しない処分とされた、個人の権利利益を侵害するという事実はない。犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれはない。

## 第4 実施機関の弁明要旨

### 1 対象行政文書の内容

本件決定で存否応答拒否とした行政文書は、〇〇〇〇市選出県議〇〇〇〇事務所の看板が違法であるとの連絡が寄せられている。その内容と対処、結果についての県警本部が保有する関係文書一式である。

### 2 不開示の理由について

#### (1) 条例第8条第2号(個人情報)及び条例第8条第4号(犯罪予防等情報)の該当性

ア 本件請求は、特定の県議会議員の事務所に係る違法行為の通報に関する内容、対処及び結果であり、特定の個人に関する情報を求めているものと認められ、条例第8条第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため、同号本文に該当する。

イ 条例第8条第2号ただし書は、同号本文に該当する情報のうち、法令等の規定又は慣行として公にされている情報等について例外的に開示するものを定めたものであるが、本件請求に関わる情報は、これらの例外規定には該当しない。

ウ また、本件請求は、犯罪捜査に関する情報である違法行為の通報及び対処結果を求めているものと認められ、条例第8条第4号に規定する警察の犯罪捜査等公共の安全等秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報であるため、同号に該当する。

(2) 条例第11条（行政文書の存否に関する情報）の該当性

本件請求は、上記のとおり、特定の個人に関する情報及び犯罪捜査に関する情報を求めた開示請求であり、開示請求された行政文書の存否について回答することにより、不開示情報である条例第8条第2号に規定する個人に関する情報及び同条第4号に規定する犯罪予防等情報を開示することとなるため、条例第11条に該当する。

3 弁明の理由

(1) 条例第8条第2号該当の妥当性

審査請求人は、個人の権利利益を侵害するという事実はない、と主張する。

上記主張は、個人が県議会議員という公人であることから、その行動は、個人情報として保護される情報でない又は違法行為があると通報があっただけでは、個人の権利利益を侵害することはないと主張しているものと思料される。

しかし、審査請求人は、特定の県議会議員の事務所に関する情報を求めており、例えば県議会議員という公人であってもその事務所において違法行為があるとの通報があったという情報が公にされれば、個人の権利利益の侵害があるのは、明らかである。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号に規定する個人情報に該当する。

(2) 条例第8条第4号該当の妥当性

審査請求人は、犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれはない、と主張する。

しかし、本件請求のみならず、違法行為の通報の有無や通報があった場合どのような対処をしたかなどの情報が公になれば、犯罪捜査に関する情報が明らかになることとなり、犯罪を企図する者が証拠隠滅や逃走を図る等犯罪捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることは、明らかである。

したがって、上記情報は、条例第8条第4号に規定する犯罪予防等情報に該当する。

(3) 条例第11条該当の妥当性

本件請求は、上記3(1)及び3(2)のとおり、特定の個人に関する情報及び犯罪捜査に関する情報の請求であり、開示請求された行政文書の存否を回答すること自体が、特定の個人が違法行為を行っているとの通報があるか否か、その通報に基づき警察が捜査したか否かという情報の存在を明らかにすることとなるから、条例第11条に規定する開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示することとなる場合に該当する。

(4) 結論

以上のことから、本件決定は、適法かつ妥当であると考えられる。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 対象文書について

本件請求に係る行政文書は、上記第2の2のとおり、〇〇〇〇市選出県議〇〇〇〇事務所の看板が違法であるとの連絡が寄せられている。その内容と対処、結果についての県警本部が保有する関係文書一式である。

2 本件決定について

実施機関は、本件請求が個人の事務所を特定の上、開示を請求しているものであることから、開示請求に係る文書の存否を答えること自体が、条例第8条第2号及び同条第4号に該当する不開示情報を開示することと同様の結果を生じさせるため、条例第11条により、その存否を明らかにせずに本件請求を拒否する決定を行った。

そこで、本件決定の妥当性について、以下検討する。

3 本件決定の妥当性について

条例第11条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

審査請求人は、本件請求で、特定の県議会議員の政治活動のために使用する事務所の看板掲示に係る違法行為の有無に関する文書一式の開示を求めているところ、本件請求に係る行政文書の存否を答えることは、特定の個人が通報されていたか否か、ひいては、特定の個人が捜査機関の捜査対象となっていたか否かという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることになる。

そして、本件存否情報は、それ自体では特定の個人を識別することはできないが、通常他人に知られたくない、個人の一身上の機微に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため、条例第8条第2号本文後段に該当し、不開示とすべき情報である。

したがって、実施機関が、本件請求に係る行政文書の存否を答えるだけで、条例第8条第2号の不開示情報を開示することとなるため、同条第4号について判断するまでもなく、実施機関が、条例第11条を適用して本件請求を拒否した本件決定は、妥当である。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成28年10月14日	諮問書の受理
平成30年 3月28日	審議
平成30年 4月25日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏名	職業等	備考
木村 琢磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	部会長職務代理者
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
日名子 暁	弁護士	

(五十音順)